

軽油引取税の課税免除の特例措置（とび・土工）

対象税目：軽油引取税（地方税）

<p>① 措置を講じる背景・課題（政策目的）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設業は各地域における経済活動や雇用を支える地域の基幹産業であるとともに、防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラメンテナンスなど地域社会の維持を担っている。 ○ 建設業について、依然厳しい経営環境にある建設企業の負担を軽減し、住宅・社会資本の整備・維持管理とその品質確保、災害対応等を通じた地域の維持を図ることが求められている。 																															
<p>当該措置の政策体系における位置づけ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省政策評価体系上の位置付け <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標：3 地球環境の保全 ・施策目標：9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う ・業績指標：参19 燃費性能の優れた建設機械の普及によるCO2排出削減量（①油圧ショベル②ホイールローダ③ブルドーザ） ・政策目標：9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 ・施策目標：32 建設市場の整備を推進する ・業績指標：参176 専門工事業者の売上高営業利益率 																															
<p>② 現行制度の概要</p>	<p>根拠条文：地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 創設年度：平成21年度 適用期限：令和9年3月31日 事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：有】【事後：有】 （事前に都道府県知事から免税軽油の数量等を記載した免税証を取得。事後に免税軽油の引取りに関する事実等を記載した報告書を都道府県知事に提出。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ とび・土工工事業者がとび・土工・コンクリート工事の工事現場において、専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械（キャタピラを有しないもの又は車両登録を受けているものを除く。）の動力源に供する軽油に係る軽油引取税の課税措置を免除する。本措置の適用を受けるには、免税軽油使用者となる必要があり、免税証の交付を受けなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・「専ら」の判定基準：建設工事の事業量全体に占めるとび・土工・コンクリート工事の事業量の割合が8割以上 ・対象となる建設工事の種類：とび・土工・コンクリート工事 <table border="1" data-bbox="309 997 2224 1096"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>金額（億円）</td> <td>17.4</td> <td>15.1</td> <td>14.9</td> <td>15.6</td> <td>14.7</td> <td>14.1</td> <td>13.7</td> </tr> </tbody> </table>								年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	減収額								金額（億円）	17.4	15.1	14.9	15.6	14.7	14.1	13.7
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																									
減収額																																
金額（億円）	17.4	15.1	14.9	15.6	14.7	14.1	13.7																									

（出所）「道府県税の課税状況等に関する調」（総務省）を元に算出

<p>③ アクティビティ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本特例措置は、地域の基幹産業であり、地域社会の維持を担う建設業、特に建設工事の中で土台部分を中心とした基礎的・準備的行為を担う「とび・土工工事業者」について、当該者が負担する軽油引取税を軽減し、安定的な経営や許可業者数を確保することで、住宅・社会資本の整備・維持管理とその品質確保や災害対応等を通じた地域の維持を図ることを目的とするものである。 ○ とび・土工工事業者がとび・土工・コンクリート工事の工事現場において、専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械（キャタピラを有しないもの又は車両登録を受けているものを除く。）の動力源の用途に供する軽油を購入する場合、軽油引取税の課税措置を免除することで、事業費に占める軽油コストを低減させ、とび・土工・コンクリート工事業者の経営安定や事業者数の維持につながることとなる。 																												
<p>④ アウトプット</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>594</td> <td>606</td> <td>619</td> <td>615</td> <td>637</td> <td>608</td> </tr> <tr> <td>適用額（億円）</td> <td>15.1</td> <td>14.9</td> <td>15.6</td> <td>14.7</td> <td>14.1</td> <td>13.7</td> </tr> </tbody> </table>								年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	件数	594	606	619	615	637	608	適用額（億円）	15.1	14.9	15.6	14.7	14.1	13.7
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																							
件数	594	606	619	615	637	608																							
適用額（億円）	15.1	14.9	15.6	14.7	14.1	13.7																							

（出所）「道府県税の課税状況等に関する調」（総務省）を元に算出

○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○ 軽油引取税の課税免除の特例措置がなされることにより、軽油コストが削減される。
⑤ 短期アウトカム	○ とび・土工・コンクリート工事業者の軽油コストの削減 指標 : 1 業者あたり課税免除額 目標値 : おおむね前年を下回らないこと 対象期間 : 令和 6 年度末
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○ 軽油コストが削減されることで、工事に係るコストが減少し、営業利益率が向上する。
⑥ 中期アウトカム	○ とび・土工・コンクリート工事業者の経営安定 指標 : 専門工事業者の売上高営業利益率 目標値 : 4.5%以上を維持すること 対象期間 : 令和10年度末
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○ とび・土工・コンクリート工事業者の経営が安定し、事業者が経営を続けることで、事業者数が維持される。
⑦ 長期アウトカム	○ とび・土工・コンクリート工事業における業者数を維持 指標 : とび・土工・コンクリート工事業における許可業者数（資本金 1 千万円以下） 目標値 : 直近 3 年の平均値を上回ること 対象期間 : 令和11年度末

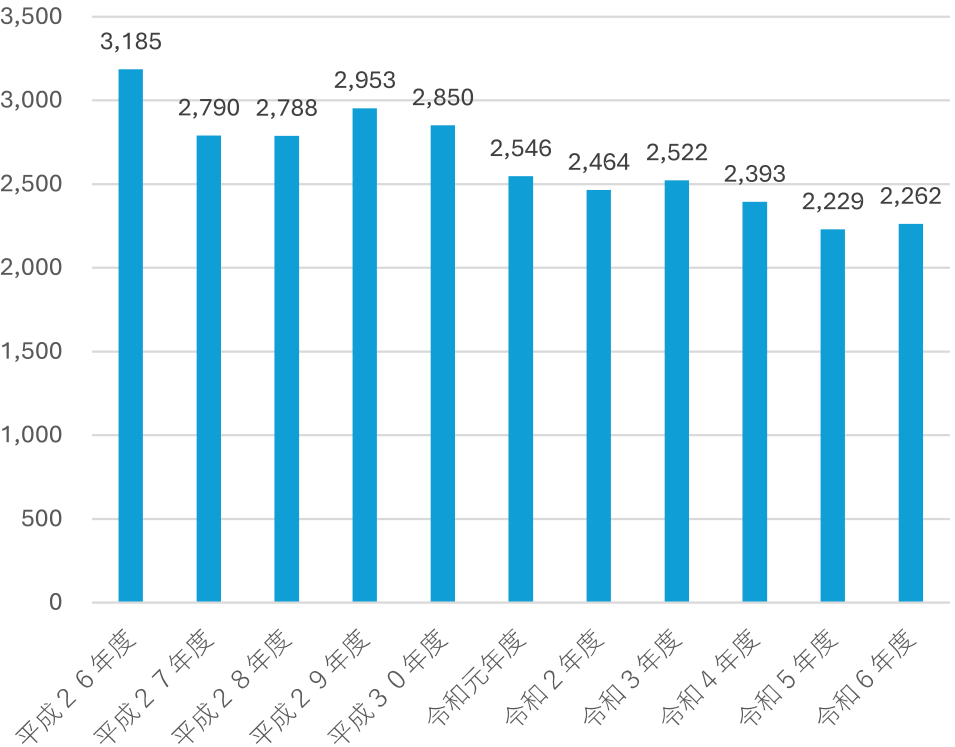
分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
総務省「道府県税の課税状況等に関する調」	1 業者あたり課税免除額を算定し、本措置の効果を測るため。
国土交通省「建設工事施工統計調査」	とび・土工・コンクリート業を含む専門工事業（職別工事業及び設備工事業）全体の営業利益率を基に本措置の効果を測るため。
国土交通省「建設業許可業者数調査の結果について（業種別資本金階層別業者数（一般建設業者・特定建設業者）調べ）」	本措置における効果を測る上で、とび・土工・コンクリート工事業者が安定的に維持されていることを確認するため。

●分析手法：時系列分析

選定理由：措置実施前後の変化を同一業種内で時系列的に比較することで、本措置による効果の発現状況を把握することができるため。

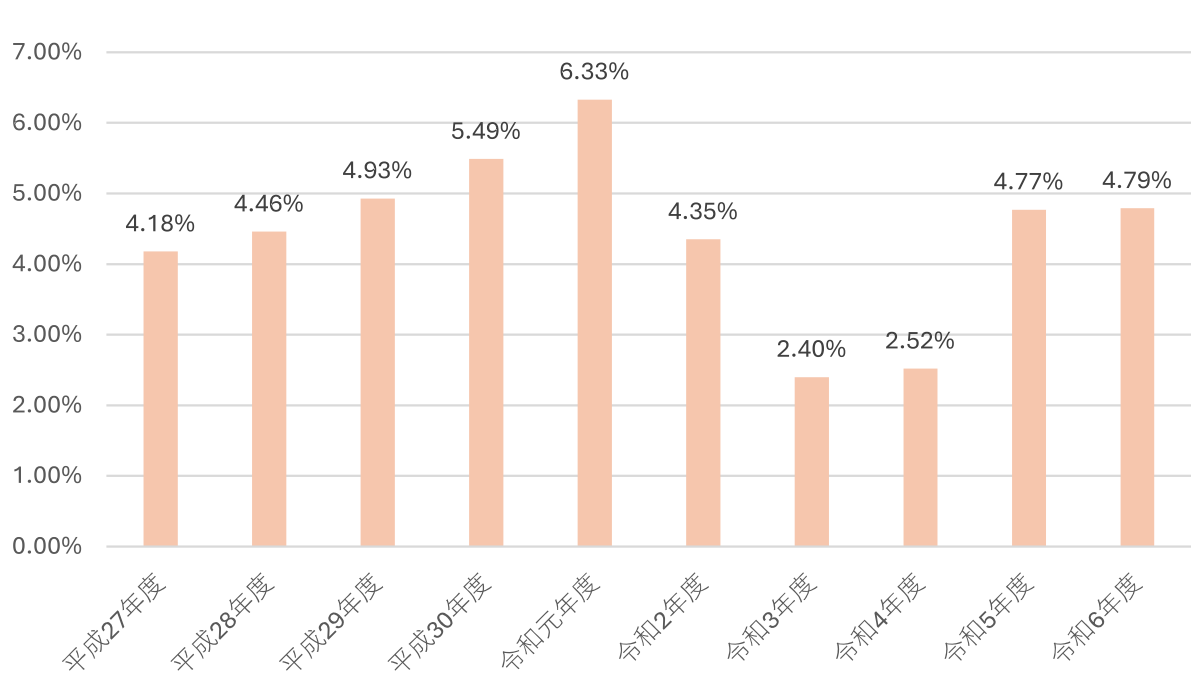
単位：千円

1 業者あたり課税免除額



(出所) 「道府県税の課税状況等に関する調」(総務省)

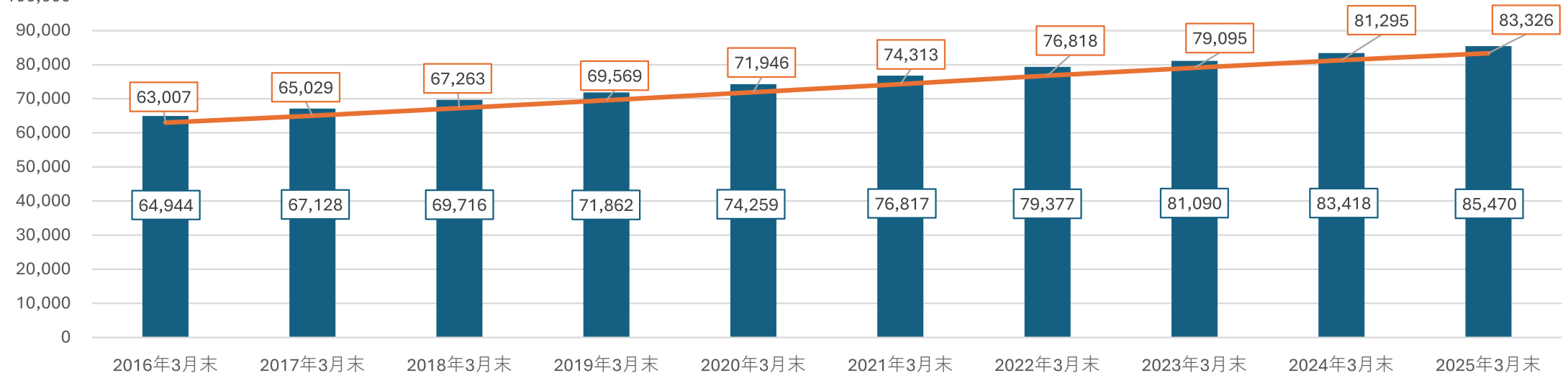
専門工事業者の売上高営業利益率



(出所) 建設工事施工統計調査(国土交通省)

事業者数

建設業許可業者数(とび・土工事業資本金1千万円未満)及び直近3年平均値の推移



■ : 建設業許可業者数(とび・土工事業資本金1千万円未満)
■ : 建設業許可業者数の直近3年平均値

(出所) 建設業許可業者数調査の結果について(国土交通省)

○評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○ とび・土工・コンクリート工事業者の軽油コストの削減効果として令和6年度は1業者あたりの課税免除額が2,262千円であり、前年度の2,229千円を上回っている。令和6年度以前も2,000千円を超える水準で推移しており、短期アウトカムはおおむね達成されている。	○ 目標期間中であるため、現時点での達成状況を評価することは困難ではあるが、令和6年度において、専門工事業者の売上高営業利益率は4.5%を超えており、このまま順調に推移すればアウトカムを達成する見込み。	○ 目標期間中であるため、現時点での達成状況を評価することは困難ではあるが、令和6年度末時点での許可業者数は85,470者となっており、直近3年平均である83,326者を上回っている。令和5年度以前からも増加傾向にあり、目標とする状態が維持されており、このまま順調に推移すればアウトカムを達成する見込み。
② 達成できていない場合の要因	—	○ 専門工事業者の売上高営業利益率について、令和3、4年度は建築資材価格の高騰やコロナ禍の影響下における受注環境の変動等により低水準で推移している。 ○ その後、令和5・6年度においては受注環境の回復に伴い収益環境が改善し、売上高営業利益率の目標値は達成しているものの、建築資材価格の高騰などの影響は続いており、市場環境を注視し、中長期的な検証が必要である。	—
③ 政策効果等	○ とび・土工・コンクリート工事業者の軽油コストを削減することで、安定的な経営に繋げ、許可業者数について一定数以上を保ち、地域の守り手を維持する効果を上げている。 ○ なお、本特例措置は、地域の基幹産業であり、インフラメンテナンスなど地域社会の維持を担っている建設業のうち、主に軽油を使用する者であるとび・土工工事業者に対して、当該事業者が用いる軽油に係るコストを軽減するものであり、また、その適用は客観的要件に基づき行われているところ、特定の者への偏り等は認められない。		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○ とび・土工事業者への支援策として補助金や低利融資も考えられるが、補助金は申請・報告等の事務負担が大きく、中小・零細事業者が多い同業種では活用しにくい面がある。また、低利融資は資金繰りの改善には資するものの、燃料費という恒常的な事業コストを直接軽減するものではない。一方、軽油引取税の課税免除は、重機稼働に不可欠な軽油使用に着目し、課税段階で簡素かつ直接的に負担を軽減できることから、他の手段と比較しても相当性が高いと考えられるため、租税特別措置により措置することは妥当である。		
⑤ 見直しの方向性	○ 本特例措置については、政策効果が認められるものであることから、今回の効果分析に加え、建設業の経営環境や資材価格動向等の市場環境を注視しつつ、引き続き現行措置の継続を含めて検討する。		

主担当部局 : 国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課
 共管担当部局 : —